

児童福祉施設の機能と役割に関する研究

一施設ケアワーカーの職務内容に関する研究(その1)一

研究第9部	吉澤英子
	川西康裕*
	坂本健
研究協力者	池和男(白寿荘)
	石橋伸夫(大橋母子寮)
	今崎鈴子(目黒恵風寮)
	須藤春夫(目黒若葉寮)
	福田都美子(のぞみ保育園)

1 研究目的及び方法

周知の如く、今や社会福祉問題は、国民的課題といわれ、生活ニーズの多様化にともない、地域における福祉サービス領域拡大の方向にある。

その過程で、既存の諸種福祉施設の機能の見直しが求められ、従来の限定された機能のみではなく、地域のニーズにフレキシブルに対応できる機能、ネットワークの拠点となりうる機能など、地域に根ざした存在として機能することが求められてきている。出生率の低下、家族の養育機能の脆弱化、地域の教育力の希薄化等々が唱えられ、一方では処遇困難といわれるような複雑、多様な問題の入所児童を抱えている児童福祉施設は、その存在意義や処遇内容が問われている現状である。児童福祉施設は、他の福祉法に比し多種類の施設を有し、今やその編成についても検討する必要があるのではなからうか。

このような課題を背景に、施設が地域を基盤とした児童福祉サービスの拠点となりうるため、現状を直視しながら、より望ましい方向を模索する必要がある。そのため、一法人で総合施設として児童、障害者、老人に至る施設運営をしている〇法人を選定し、施設相互間の機能ネットワーク展開にむけての課題に取り組むことにした。そこで、一法人を小地域とみなし、施設相互間で処遇向上へむけて、各機能をいかに生かしうるか、どこにネックがあるのかを見出す努力を重ね、各施設における処遇職員(ケア・ワーカー)の職務内容を明らかにしながら、処遇の専門性を究明することをねらいとしている。加えて、ある一定の地域を舞台として、一貫(あるいは一環)した処遇のあり方、すなわち、コミュニティ・ケア、在宅福祉サービスの実体にもふれていきたい。

本研究は、昭和62年度の準備期間をふくめて、4～5ヶ年計画のもとにすすめられているもので、今回の報告は、以下の方法による過程をまとめた初期的中間報告であることを付言しておきたい。

①表1に示す法人内A～E施設の10年前後の経験をもつ処遇職員5名、及びT大学社会福祉専攻の大学院生2名、当研究部2名という9名の構成によって定例研究会を発足させた。時には各施設長、理事長の参加もあった。

②定例研究会は、ほぼ1ヶ月に1回開催し、その都度の記録により分析を試みた。加えて施設に一日入り、処遇職員と行動を共にしながら、入所児・者の生活の動きを観察し、分析を試みた。それをもとに処遇(各施設)内容の明確化をはかることにより、処遇の枠組作成を試み、検討に入っている(現在続行中)。

③表2の協議テーマにある如く、実態にそくした課題提起と相互間の受け止め方について検討しあった。とくに内容のポイントをおさえ、各施設の限定した一日の流れを具体的に追いながら、処遇内容を分析し、処遇記録内容にも十分ではないが、関わりをもった。これについては、処遇の枠組作成後、詳細な検討に入る予定である。

注) 川西康裕研究員は平成元年3月まで参加し(退職)、その後は坂本健研究員の参加をえている。

表1 0法人施設一覧（研究会参加施設のみ）

施設名 [認可年] (施設種別)	根拠法令	種別	利用 手続	処遇 形態	措置の 実施主体	目的及び対象者	入所（利用） の窓口	入所児・者の年齢層（歳）						職員内訳	定員 ・ 在籍数
								0	1	6	15	18	20		
A施設 [昭和30年] (保育所)	児童福祉法40条	第2種	措置	通所	市町村	日々保護者の委託を受けて保育に欠ける乳児又は幼児を保育する	市町村（福祉事務所）							職員数 20 施設長1 保母13 看護婦1 栄養士1 調理員3(内パート2) 用務員1	定員70 現員71 0歳児（白）9人を保母3人 1歳児（桃）8人を保母3人 2歳児（青）13人を保母2人 3歳児（赤）13人を保母1人 4歳児（緑）11人を保母1人 5歳児（黄）17人を保母1人
B施設 [昭和22年] (養護施設)	児童福祉法41条	第1種	措置	入所	都道府県 指定都市	保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させこれを養護する	児童相談所						職員数 19 施設長1 児童指導員5 保母6(内非常勤1) 事務員2 栄養士1 調理員4	定員43 現員36 5部屋 職員2人ずつ (男女ベア) 小学生～高校生 男子20 女子16 計36	
C施設 [昭和40年] (母子寮)	児童福祉法38条	第1種	措置	入所	都道府県 市及び福祉事務所 を設置する町村	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させこれらの者を保護する	福祉事務所						職員数 7 施設長1 書記兼少年指導員2 母子指導員3 (内非常勤1) 用務員1	定員26世帯 在籍 26世帯 児童41名	
D施設 [昭和45年] (精神薄弱者 更生施設)	精神薄弱者福祉法 18条	第1種	措置	入所	都道府県 市及び福祉事務所 を設置する町村	精神薄弱者を入所させて保護するとともに更生に必要な指導及び訓練を行う	福祉事務所						職員数 53 施設長1 指導主任1 指導員35 事務員4 栄養士1 調理員7 介助員1 看護婦2 囃託医1	定員 男子44女子56 計100 (重度認定48) 現員100 生活部 1階7クラス—女子 2階9クラス—男子 3階5クラス—女子 一部屋4人に生活指導員1 ～2人 作業部 10パート 1パートに作業指導員1人 愛の手帳 (1度-2 2度-45 3度-43 4度-10)	
E施設 [昭和29年] (養護老人ホ ーム)	老人福祉法14条	第1種	措置	入所	都道府県 市及び福祉事務所 を設置する町村	身体上もしくは精神上又は環境上の理由及び経済的な理由により居宅養護の困難な者を入所させ養護する	福祉事務所						職員数 32 施設長1 指導員2 寮母16 事務員2 看護婦2 栄養士1 調理員8	定員168 現員168 (内10名外部病院 に入院中)	

表2 研究会開催経過一覧

回	月日	協議テーマ	発題(協議の場)	内容のポイント	全体としての関わり
第1回	62.5.30	研究会発足の趣旨説明と自由協議	全体	<ul style="list-style-type: none"> ●研究目的 ①施設処遇をめぐる直接処遇職員のあり方とその具体的職務内容について考察すること②処遇方針・処遇計画との関わりの中で、各施設間の共通課題と異質課題を明らかにすること③法人内における施設処遇の共通基盤作りの一助とすること ●自由討議 施設の現況と各施設が抱える課題について報告。各施設間で共通する実践課題を、右記の4点に整理した。 	<ul style="list-style-type: none"> ♣共通課題 ①処遇水準を高めるために求められる法人内における諸施設間の協力体制のあり方 ②各施設内における同一職種間及び職員集団間の相互理解の進め方 ③入所児・者の家族へのアプローチのあり方 ④施設処遇における運営管理と、入所児・者の自由権保障をめぐっての処遇上の調整について
第2回	62.6.17	施設間の協力及び機能調整のあり方	全体(入所児・者を中心として)	<ul style="list-style-type: none"> ●施設間の協力の現状と課題について報告。現状では個々の施設間のつながりが点として行なわれているだけで、施設処遇をめぐる協力体制が法人全体としては存在していないことが問題として上げられる。その理由としては、①各施設の独立採算制と施設間協力が必ずしもマッチしないこと ②各施設独自の雰囲気が存在すること ③職員自身に負担になるという意識が強いこと ④職員が他の施設の業務と入所児・者の特質を知らないこと(そこから様々な批判や誤解が生まれる)、などが具体的な行事を通しての反省点を踏まえ指摘された。 	<ul style="list-style-type: none"> ♣職員一人一人、あるいは職員同士が持つ課題が大きくクローズアップされる中から、施設間の交流を妨げている要因の一つは、職員自身にあるという認識が生まれる
第3回	62.7.22		全体(職員を中心として)	<ul style="list-style-type: none"> ●法人全体で取り組む際の課題として、唯一の合同行事であるバザーを例にしながら、①各施設間の職員の労力分担の問題 ②各施設の主体的参加のあり方、言い換えるならば各施設入所児・者の主体的参加をどの程度引き出すことが可能であるか、というポイントが見出された。 	<ul style="list-style-type: none"> ♣各施設入所児・者と職員、地域との有効な交流の場として、法人全体の「夏祭り」を、施設処遇の一環としてどのように実現するか。そしてその実現に向けて、各施設間の調整をどのように図っていくかが、具体的課題として上げられた。
第4回	62.11.6		D施設(精神薄弱者更生施設)	<ul style="list-style-type: none"> ●入所者の処遇については、担当者の指導方針による部分が高いという報告に対して議論がなされた。とりわけ、①直接担当以外の入所者に対する関わり方の問題 ②入所者の移動時における処遇方針の継続性 ③職員の担当替え(移動)の実施状況について協議がなされた。これらの点について、職員側にとっても、同じ所に長く勤務すると見えなくなっていくものがあるのではないかとということ、また入所者側にとっても、違う職員の元で多くの体験をしていくことが自立につながるのではないかとといった意見が出された。 	<ul style="list-style-type: none"> ♣ボランティアの施設ケアへの参加について、ボランティアが施設生活に入ってくることをプラスに形成しようような受け入れ体制の確立、そしてボランティアの需給調整をはかるための法人の役割等について意見が出された。
第5回	62.12.4	施設内におけるケアの課題とその背景及び対応策について	E施設(養護老人ホーム)	<ul style="list-style-type: none"> ●処遇の現状として、寮母の平均年齢が高く、それぞれが自分の人生経験をバックにして利用者に対する接し方、仕事に対する組み立て方をしていることから、時として寮母間の調整に困難が生じること、さらに処遇継続のための連絡調整、処遇検討を行なうためのケースカンファレンスの場が不足していることなどが問題点として上げられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ♣入所児・者の変化(E施設の場合であれば、高齢で虚弱老人の増加)に対する対応策の検討
第6回	63.1.22		C施設(母子寮)	<ul style="list-style-type: none"> ●母子寮と保育園との関係→保育所該当年齢児のほぼ全員がA保育園に通園。その児童達に生活リズムの乱れが見られることから、母親指導のためにも、母子寮職員との話し合いが必要であるとの意見が保育園側から提示される。 ●処遇に当たっての困難点としては、プライバシーの問題や、母親自身の考えが職員の指導よりも優先することから、母子に対しあまり強くアプローチできないこと等が上げられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ♣法人の敷地内に各種施設が立地しているだけでなく、各施設が交流し合うことによつて、法人としての処遇に一貫性が生れること、そしてそここそ法人としての総合施設の意義が隠されているとの意見が出される。
第7回	63.2.17		A施設(保育所)	<ul style="list-style-type: none"> ●送り迎えの時間に平気で遅れること、懇談会への出席率が低いことなど、母親自身の生活習慣の不摂生からくる園児の生活リズムの乱れにどのように対処するか→親を巻き込む形での指導法の確立が課題として述べられる。 ●各施設との交流→総合福祉施設内の一保育園としての特性を、いかに有効適切に発揮しようかという課題に対し、現状と問題点が協議された。 	<ul style="list-style-type: none"> ♣入所児・者の処遇向上のためには、他の様々な施設との関係付けの中で処遇空間を拡大していくことが重要であるとの意見が出された。

回	月日	協議テーマ	発題(協議の場)	内容のポイント	全体としての関わり
第8回 第9回	63.3.23 63.4.27		B施設(養護施設)	●処遇上の課題として、①家族関係調整の難しさ ②問題行動を持つ児童への取り組み ③開差は正問題への対応 ④他施設・地域との交流を活発に促進するために求められる施設機能のあり方等について検討された。	◆各施設によって、新規受け入れの方針ないし傾向と、ケース記録の保管・活用面での相違が確認された。
第10回	63.6.8	施設生活の実際	全体(入所児・者の一日の生活の流れと職員の勤務体制)	●施設別に職種と勤務体制の違いをレポート。各施設によって、直接処遇職員の配置数の違いから、処遇体制の最も手厚い時間帯にかなりの幅があることが明らかになり、処遇との関連において、その根拠・意味の解明が検討課題として残された。 ●各施設入所児・者の一日の生活の流れと職員の関わりについて報告。運営管理面との関連の中で、一つ一つの日課の位置付けをどのように確立していくかが課題として上げられた。	◆各施設間の相互理解を高める一助として、①施設生活の内容②入所児・者と家族との調整過程の点検を行なうことを確認
第11回 第12回	63.6.24 63.7.20		全体(入所児・者の移動範囲)	●敷地内における入所児・者の移動範囲をはじめ、交流状況について検討。その結果、各施設間の日常的・定期的なつながりは個々に実施されているが、法人全体の交流としては、バザー以外には行なわれていないということで、今後どのような形で交流を図っていくかが検討事項となった。	◆交流がはかられていない施設間の関係促進に向けて何をなすべきか(B施設とC施設の子どものつながりが見られないこと)
第13回	63.9.16		全体(処遇方針と施設生活上のきまり)	●施設生活上のきまりを検討。時間・金銭・行動面等で利用者がどのように把握されているかを具体的にチェックすると共に、それらが処遇方針とどの程度意味ある関連を持つのかについて考察した。	◆きまり等に見られる各施設間の相違は、入所児・者の能力、及び教育的配慮の必要性の程度等の違いによるものであることが確認された。
第14回 第15回	63.11.4 63.12.19		B施設(養護施設)	●処遇上の課題として、①担当職員の指導方針又は施設全体の指導方針と、その場面場面で対応した職員の指導内容との相違の調整 ②対応状況が的確に伝わるような記録の書き方 ③子どもの心をつかむような処遇のあり方が上げられた。	
第16回	1.1.26	施設生活の実際	E施設(養護老人ホーム)	●各フロアごとで仕事のバランスに若干の相違が見られること、入所者に対して直接働きかけるプログラムが少ないこと、入所者の能力・個性を生かせるような場の開拓等が課題として報告された。	◆発達遅滞を持つ入所者→障害者の高齢化との関連で、D施設との関係が必要となること
第17回	1.3.17		A施設(保育所)	●特定の保母の動きにスポットをあてた一日の生活描写の報告から浮かび上がった課題は、次の通りである ①幼児の発達との関連の中で、クラス替えのあり方(現行では、年度当初のクラスがその年度中は継続する方式を採用している) ②人手が足りない時間帯の保育方法 ③親との協働体制確立の困難さ	
第18回	1.4.21		C施設(母子寮)	●協議事項 ①母子世帯というのは一つの独立した世帯であることから、あまり積極的には介入しないというのが基本方針とのことであるが、これに対し、母子の状況から判断して、ハイリスクな状況にあると推察される場合には、予防的観点から、何らかの関わりが必要ではないかとの意見が出された。 ②入所者同士の関係促進に向けての取り組みの必要性→施設側の働きかけに対し、入所者の反応が芳しくない現状をどのように解決するか。複雑な入寮理由を背負った母子に対する心理的アプローチの確立など	◆A施設との連携一どのような形で継続させていくか ◆C施設保育クラブとの関係→C施設児にとって不評な学童クラブとの連携をはかることによって、児童の健全育成の一助とすること、また併せて処遇の継続性をはかること
第19回	1.5.25		D施設(精神薄弱者更生施設)	●協議事項 ①要介助者への個別指導→担当クラスに入る時は細部に渡っての指導が可能であるが、その他の場合は、現状においては困難とのことである ②重度化傾向の中で、入所者の滞留化現象の様相が強まっていることへの対応→中高年齢化しつつある入所者に対する処遇方法の確立が、早急に求められていること	◆地域者施設との関係→積極的活用がはかられてはいるが、さらに進んだ相互交流の途を築くために必要な理解の促進をどのようにはかっていくか ◆法人内での協力体制→個々の入所者がどのような特性を持ち、それに対してどのような対応が求められるのか、ということについて協議の場を持ちたいとの声に積極的に応えていくこと

II 各種福祉施設間における機能の共通性と相違性 —施設処遇の観点から—

児童から老人に至るまでの処遇の一貫性を検討するためには、各施設それぞれの有する機能を明らかにすることが必要である。そこで一法人によって運営されている各施設の共通性と相違性について、その要点をまとめておきたい。

1. 施設処遇にみられる共通性

まず第一に施設は、生活の拠点であるということである。〇法人では、E施設老人の起床に始まって、B施設高校生の就寝に至るまで、洗面・食事・掃除・洗濯・入浴他、基本的生活が営まれている。この日常生活が保障されることによって、基本的欲求が充足されるわけで、この過程を通じて、入所児・者の情緒安定が図られているのである。

第二に、職務及び処遇分析表(表3)からも伺えるように、各施設毎に独自の日課が組まれていること、そしてさらに入所児・者の発達や障害の程度に適合した各種行事が企画されていることである。例えばB施設では、児童の在学年及び学力に適合した学習指導を積極的に展開している。また併せて余暇活動の一貫として、児童の希望によるプログラム—習字教室や華道教室—を外部講師(ボランティア)の援助を得て実施、処遇の一助として組み入れられている。さらに児童の施設内における人間関係の形成及び、集団を媒介として成長をはかるためクラブ活動を積極的に行なっている。このように入所児・者一人一人が集団内での役割遂行経験を通して、人間関係の拡大がはかれる。それは、プログラムの内容は異なるが、ねらいは同じである。

第三に、集団処遇と個別処遇が両者のバランスの配慮のもとになされていることである。例えばE施設においては、各種クラブ活動や自治会等が活発に行なわれ、その活動の場面場面を捉えて、入所者の相談に応じたり、日常的接触を大切にしようとして努力している。行事を中心としたグループ活動や、生活基礎集団である居室単位のグループ活動等、入所児・者間でのグループダイナミクスを活用し、同時に、個別処遇の量的質的確保をいかにはかっていくかが課題とされている。

第四に、基本的欲求の充足をはかり、さらに心理・社会及び文化的欲求の充足をはかるために、専門的援助が期待されていることである。D施設の場合では、入所者の身辺介助による日常的ケアの充足を基本とし、入所者それぞれの障害の程度に応じ、自立にむけての専門的援

助—スポーツ指導、興味による活動、職業指導等—が取り入れられている。このように、日常生活援助と専門的援助のバランスを配慮している。双方が連携し、その過程で入所児・者の自立しうる領域の拡大にむけて、処遇体系を築き上げようとしているのである。

第五に、施設処遇は人間関係の密度を深めること、すなわち、入所児・者—職員相互関係の創出がその基本とならねばならない。職員は入所児・者の基本的欲求や心理・社会及び文化的欲求の充足を、介助をはじめとする具体的援助を通して、生活の場を相互に共有し合うよう、努力している。

第六に、他の社会資源との連携を積極的にはかっていることである。例えばB施設においては、児童の将来の生活に備えての労働実習に対する受け入れ先開拓、D施設では、入所者の余暇活動の充実をはかるための地域資源(区民プール・茶室他)の活用に見られるように、入所児・者に対する処遇向上の観点から、各種資源とのネットワークづくりに取り組んでいることである。このように、各施設とも施設の社会化を積極的に推進し、施設資源の地域開放や、ボランティアの導入など、処遇の社会化を目指し、模索が続けられている。

以上、各施設間の機能の共通性として6項目をとりあえずあげてみた。しかし、各施設において、共通機能の持つ意味合いは異なってくると思われるが、各施設の保有すべき必須条件や、基本的機能を整理しておくことは、施設職員の専門性を具体的に検討する上で、重要なことである。

2. 施設処遇にみられる相違性

次に、各施設間に見られる相違性についてあげておきたい。

第一に、〇法人内施設一覧表(表1)に示す通り、A～C施設は児童福祉施設、D施設は精神薄弱者更生施設、E施設は老人福祉施設である。それぞれの法的根拠と運営方法が異なることである。従って根拠法令の違いから、措置機関や公費投入方法などの運営面での相違はもとより、各法によって入所児・者の範囲が特定化される、すなわち入所児・者の状況による専門分化されることが指摘できる。

次に、それぞれ当該法の条文にも見られる通り、施設種別との関係から、保育(A施設)、養護(B施設・E施設)、保護(C施設・D施設)など、多様な処遇を意味する用語が存在することからも伺えるように、それぞれの施設において、日常生活処遇及び専門的処遇の具体的展開に相違がある。つまり各施設において、入所児・

◆表3 職務及び処遇分析表①-A施設(保育所)

	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
入所児の日課 (一日の保育の流れ)			30登園	自由遊び (健康チェック)	クラス別保育開始 30全園→朝の会 (クラス別)設定保育(散歩)		30昼食	30午睡		
勤務形態(保母) [平日] ○内は勤務保母数			① ②	⑦	① ②					
個別援助			子ども受け入れ開始(特例保育)							寝ない子どもの指導
日常生活援助				排泄	排泄 衣服の着脱指導		排泄 昼食	歯磨き パジャマに着替え指導		
学習指導(保育)			自由遊びの指導	教材の準備	体操 散歩	戸外遊び (ボール遊び・プール[夏期]・その他)	紙芝居 手遊び マナー指導 昼食	(3歳から当番制)準備		
余暇指導										
生活環境整備				清掃 (用務員)				昼食後片付け・清掃		
保健・健康指導				視診	検温 (0・1歳児のみ)			午睡指導		
対人関係調整										
職業指導										
家族関係調整										
アフターケア ボランティア 実習生の受け入れ							★実習生の指導			
事務整理				連絡帳の確認				連絡帳日誌書き		
外部機関との連絡調整					福祉事務所との連絡調整					★私保連・係保育園と
会議・打ち合わせ										
雑務・その他			開所準備		見学対応	入所希望者・一般)				父母懇談 (年4回)

	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
30起床	おやつ 30順次降 園	おやつの 30自由遊 び(園庭・ホール)								
	遊びに溶 け込めな い子ども への対応	人見知り する子ども への対応	迎いの遅 い子への 対応(寝 がここから なだるー乳 児クラス)							
着替え 排泄	おやつ									
	紙芝居 手遊び	自由遊び の指導								
		掃除 後片付け								
検温 (0・1歳児 のみ)			夕寝指導 (0・1歳児)							
		けんかを した時の 対応など								
		家庭訪問・個人面談	必要に 応じて)							
		卒園した子どもが時々遊びにき て、園児の面倒をみてくれる								
東社協保育部会・関 の連絡・調整										
	乳・幼打ち合わせ会(月・火)		職員会議(月 回金)							
	カリキュラム会議(月1回土)									
会 士)			戸籍 取点検							

◆表3 職務及び処遇分析②-B施設(養護施設)

	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
入所児の日課 (一日の生活の流れ)		45起床 洗面	清掃 15朝食	15登校						
勤務形態 ○内は勤務職員数		保母 指導員	寮長①・事務員② 早番(女①)							
個別援助										
日常生活援助		起床の声 かけ洗面指導	見送り	朝食	登校見送り 持物確認	洗濯		昼食		
学習指導										
余暇指導										
生活環境整備				掃除・部 屋の点検	掃除 洗濯干し					布団 取込
保健・健康指導		健康状況 把握	薬出し		欠席児童の通院・ 健康管理					
児童の人間関係調整		←————→								
職業指導					★労働実習の指導(中3夏期休 暇中10日間)一事前指導・挨拶 ・視察・事後指導					
家族関係調整										
アフターケア ボランティア 実習生の受け入れ						★退園生の職場訪問 (適宜)				
事務整理						★実習生の指導		記録整理 物品整理		
外部機関との連絡調 整					児相との 連絡調整	学校訪問			家庭相談 家庭より 電話	
会議・打ち合わせ						打ち合せ				会議(職
雑務・その他		開門	お金手渡 し(学校 関係)	ゴミ 出		郵便物の 仕分け				

◆表3 職務及び処遇分析③-C施設(母子寮)

	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
入所児・者の日課 (一日の生活の流れ)			起床	学齡児登校	保育園児登園					
勤務形態			寮長①	用務員①						
○内は勤務職員数				少年指導員 母子指導員	日勤②		遅番①			
						宿直①				
個別援助										
日常生活援助				登校見送り	保育園送り			病児の昼食指導		
学習指導										
余暇指導										
生活環境整備										
保健・健康指導						病児の通院補助		投薬		
対人関係調整										
職業指導										
家族関係調整										
アフターケア ボランティア 実習生の受け入れ					★実習生指導		ボランティアの受け入れ (寮内整備)			
事務整理					記録整理		書類整理			
外部機関との連絡調整						福祉事務所との連絡調整				
会議・打ち合わせ						連絡会	職員会議【木】			連絡会
雑務・その他			開門 牛乳引上げ			生協仲介 郵便物の仕分け	業者修理 立ち会い	ガス代 電気代 立替		掲示物張り替え

	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
30小学生 掃寮一学 査寮育へ			30学童保 育児掃寮	保育園児 掃寮	入浴	自室に戻 る		就寝		
									23-7は管理宿直	
				誕生祝い のメッセージ 手渡し		個々のケース ごとの対応				
			保育園 迎え代行	夕食補助 (未掃寮世帯の児童 一店屋物注文)						
	個別指導									
	カラオケ 教室日 土月2回		夕食をか けなまつり 七夕・納涼 会等【月1 回程度】	母子寮 行事・ひな まつり・ス ズメ会	習字教室 月2回					
ガラス研 きワックス 掛け										
病児の看護							急病者の付き添い			
								必要に応じて助言・調整		
								夫との関係について等相談・ 助言		
おしゃべり 月2回土 遊び相手				退寮者からの相談						
	継送電話 伝達									
薬品注 文 写真注 文		お菓子 購入		避難訓練 (月1回不 定)	写真撮影 会 (展示会 用)	自室に戻 るよう寮 内放送		閉門	長距離 電話出 賃	戸締ま り

◆表3 職務及び処遇分析④-D施設(精神薄弱者更生施設)

	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
入所者の日課 (一日の生活の流れ)			起床	朝食 30清掃	30作業開 始			30昼食	掃除	
勤務形態 (生活指導員)		早番 生活部	宿直	日勤	日勤 作業部	宿直		遅番		
個別援助									買物指導	
日常生活援助			起床指 導・歯 替え・ 洗面・ 着替え 指	朝食指 導 洗濯干 し	朝の散歩 洗濯・洋 服類・備 用			掃除指 導・着 替え指 導・着 替え指 導・着 替え指 導	歯磨き 指導・歯 磨き指 導・歯 磨き指 導	介浴の 指導・入 浴の指 導・着 替え指 導
学習指導			起床指 導・歯 替え・ 洗面・ 着替え 指	朝食指 導 洗濯干 し	朝の散歩 洗濯・洋 服類・備 用			掃除指 導・着 替え指 導・着 替え指 導	歯磨き 指導・歯 磨き指 導・歯 磨き指 導	介浴の 指導・入 浴の指 導・着 替え指 導
余暇指導			起床指 導・歯 替え・ 洗面・ 着替え 指	朝食指 導 洗濯干 し	朝の散歩 洗濯・洋 服類・備 用			掃除指 導・着 替え指 導・着 替え指 導	歯磨き 指導・歯 磨き指 導・歯 磨き指 導	介浴の 指導・入 浴の指 導・着 替え指 導
生活環境整備			居室 チェック	食器 清掃 布団 チェック	上履 整理・ 確認	整頓 確認				
保健・健康指導			健康 状態 確認	薬配 り	薬指 導	通院 付き 散歩		生 理 指 導		
対人関係調整										
職業指導						作業 送り 出し	作業 指導			
家族関係調整						★面会 応対・ 家族 関係 調整 (随時)		保護 者会 (第3日)		
アフターケア ボランティア 実習生の受け入れ						★退寮 者 に 対 する アフ ター ケア				
事務整理		連絡 ノート 確認				日用品・ 被服の 買物 チェック	帳簿 整理 記録	連絡 事項 確認		購入 帳簿
外部機関との連絡調整						★福祉 事務 所・区 市 町 年 金 課 との 連絡 調整 (主として 事務課)				
会議・打ち合わせ					職員 連絡 会	職員 会議	[金]			連絡 会
雑務・その他										

	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
スポーツ	作業再開 30おやつ	20作業終了	20夕食	掃除			就寝準備	就寝		
						9:30~翌12:30(17:00以降は生活部に入る)				
個別指導 (外出)	興奮した 着るを落 せかせる									
散歩 散歩	おむつ準備	洗面具点 検者迎え 配膳	夕食指導 片付け	洗濯確認 助・衣類 整理・ロッカ	入浴介助	就寝準備			夜尿起し	
洗濯干し 取り込み	布団入れ					◎各寮生の発達状況に応じて目標が定められている。例えば歯磨きの手順を指導して、生活習慣を身につけてもらうことなど、細分化して指導・保健指導・余暇指導・保健指導等				
月2回)				ぬいもの 手紙書き	手芸・買い物 HR他		華道 (水)			
上履き整理 ・電燈 確認		カンス整理 居室掃除	食堂掃除 廊下のモ ップかけ	トイレ清掃	浴室整備					
散歩	薬の名前 書き				てんかんに 保持者に 注意	嗜好品 手渡し			投薬確認	
			★寮生の相談・人間関係の調整 →							
作業送り 出し	作業指導									
	個別面談									
★ボランティアの受け入れ	調整									
品整理 記入						日記記入 記録				
★警察との連絡 (寮生の無断外出)										
									宿直者 集合確認	
		避難訓練 【月1回 実施】			テレビの利 ユーム確認 戸締まり	寮生把握	見回り 火の元確 認		見回り	

◆表3 職務及び処遇分析⑤-E施設(養護老人ホーム)

	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
入所者の日課 (一日の生活の流れ)		起床 清掃 散歩	30朝食	食堂清掃 片付け (輪番制)	30ラジヲ体 操外出通院	クラブ活動 テレビ視聴 荘内作業	内職作業 行事参加	昼食(選 択)片付け	昼寝	
勤務形態 ○内は勤務職員数				事務系列 寮母 日勤②	継続②					
個別援助						個別相談				
日常生活援助		排泄・洗 面介助 便器清掃	朝食準備 朝伝言、取 届	後片付け	居室見回 り	洗濯 排 尿介助	昼食準備	食事見守 り	昼食の後 片付け	
学習指導										
余暇指導					自治会 (3金)	クラブ活動指導				懇話会(話)
生活環境整備						トイレ、洗 面所の掃 除	洗濯物繕 い、布団 整理			洗濯取込 カーテン取 り付け
保健・健康指導		健康状態 の確認			ラジヲ体 操	健康チェック (自己申 告)				
対人関係調整						入所者間の調整 (作業をしながら)				
職業指導										
家族関係調整						★面会の対応・家族との 連絡調整				
アフターケア ボランティア 実習生の受け入れ						ボランティア受 け入れ				
事務整理				宿直日誌 検査簿記入 電話受付			クラブ日誌 記入	会議資料 の確認		
外部機関との連絡調 整						福祉事務所との連絡・調整 区役所年金課(個人財産) 金融機関				
会議・打ち合わせ		宿直者同 士の連絡 調整				連絡会 会議 [金]	配食確認	朝礼の引 き継ぎ	行事打ち 合わせ	
雑務・その他		鍵 解除	見 回り			診療所通 所の確認				

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
入浴 クラブ テレビ	活動 視聴	外出 参加 内職 作業	20夕食	片付け (輪番制) テレビ 視聴	30入浴 終了	自由時間 (休まれる 方が多い)	消灯		
			※事務系 栄養士	(施設長 看護婦)	事務員・	指導員・		22～6は管理宿直	
被服費の 使途につ いて話し	入所者と 買物			便通の自 己報告	新入所者 との話し		個別の話し		
入浴介助	タオル 便器の 設置	準備	夕食一 かけ、 置き(就 職者用)	後片付け					
クラブ活動指導									
し合い・連絡会)									
居室清掃 居室整理									
	居室チェック (健康状態)		食事量 確認			投票			
	入所者間の調整								
ボランティア受け入れ				実習生 指導					
	クラブ日誌 記入			就労者 確認	ケース 記録 記入			在籍者 確認	
入所希望者の見学対応	お土産 お集荷の 準備			火元確認 献立記入			見回り	玄関・エレ ベーターの 施錠	火災システム 確認

者の物理的側面への働きかけ、精神的側面への働きかけ、生活・環境的側面への働きかけが行なわれているわけで、施設により、そのウエイトの置き方に相違が見出される。これは、入所児・者の障害・健康・社会・発達といった各条件によって規定されるわけであり、これらの諸条件を踏まえた上で、入所児・者一人一人が個として、自立しうる領域を拡大させることである。そこに、施設処遇の効果が期待されるのである。従って今後、日常の実践に即しつつ、処遇の過程の細分析をはかることによって、処遇概念整理へのアプローチを試みることを課題とされよう。

第三に、措置機関との連携体制の違いである。各施設とも、入所児・者の家庭復帰、社会復帰にむけて、家族関係調整及び社会的関係等、その連携のあり方は長年の課題となっている。日常的処遇はもとより、入所時における措置機関との調整過程に違いがある。例えば、入所希望者の長期待機化が問題となっているD施設やE施設において顕著にあらわれている。適正な措置の確保のためにも、その方策に対する検討が必要であろう。同時に、日常的協働態勢のあり方も検討しなければならない。

第四に、〇法人全体には設立当初からの理念が存在し、それを基本として各施設ごとに方針が定められている。この施設単位の方針や、施設長・職員の編成等からくる相違により、社会から期待されるニーズへの対応に、若干の相違が見られる。それは社会福祉の動向、すなわち、行政の施策展開及び地域社会の変化に即応可能な条件整備の状況によって異なりが見られる。今後法人全体として、地域の諸ニーズにフレキシブルな対応態勢をどのように築いていくかが運営上の課題となろう。

〇法人内各施設における機能の共通点として6機能、相違点として4機能について若干の考察をしたが、次に各施設が直面している実践上の課題についてまとめておきたい。

3. 〇法人内各施設における処遇上の実践課題

①入所児・者の変化に即応した処遇の確保

各施設から共通に上げられている実践課題の一つは、入所児・者の変化に即応した処遇を、どのような形で保障するかという問題である。施設別に概観すると、A施設では、終日働く母親の増加に伴って、朝早くから夕方遅くまで預けられる0歳児が増加し、保育の手が足りない時間帯（延長保育時）の処遇に支障をきたしかねない状況にあること、B施設では、養護施設全般に言われているように、学業不振・夜尿などの問題をもった児童や

高年齢児童の増加によって、処遇や指導上の困難さを増していること、C施設においても、精神的な問題を抱えた母親の入所や、非就労者の在籍などによって、処遇の難易度が高くなっていることが示されている。一方他法に基づくD施設・E施設の場合も同様で、D施設では、中高年齢化しつつある障害者に対する処遇のあり方を模索中であること、E施設でも、高齢で虚弱な老人の増加に伴って、濃厚なケアを要する入所者への処遇の確立が求められているなどが提示されている。このように、入所児・者の抱える問題・背景の複雑・多様化に対し、どのように柔軟に 대응していくかが、各施設共通の実践課題の一つである。

②処遇の継続性の確保

各施設様々な職種の直接処遇職員及び間接処遇職員が勤務している。しかもその勤務形態は、施設により相違はあるが、全般的に複雑なローテーション勤務体制が取られている。このことはとりもなおさず入所児・者にとっては、自己の担当職員以外の手による処遇を受けることを意味している。この点に関連して各施設から、担当クラスに入る時は個別の指導が可能であるが、その他の場合では、入所児・者一人一人の状況を十分に把握した上での対応は困難であること、また職員全体の構造を把握しながら動くことの難しさなどがあげられている。このように職種の拡大、職員層の多様化（年齢・経験）等により、処遇の継続性を確保することは容易ではないが、処遇の公正さの見地から、また労働時間短縮化との関連からも、この古くて新しい課題の解決に向けて、職員間のチームワークのあり方の点検が肝要である。同時に、詳細な職務分析の中から、処遇と勤務時間との接点を追及する必要がある。

③家族調整をめぐる課題

〇法人内では、C施設（母子寮）児のほとんどは、同一法人のA施設（保育所）へ通所している。A施設側から、C施設児童の生活リズムの乱れが指摘されており、その原因の一つに、母親自身の生活習慣の未形成が上げられている。この場合、母親と保育士との協働によって子育てがなされるわけであるから、母親に対する呼び掛けと指導を、C施設職員と協働で進めていく必要がある。つまり必要度に応じて、トータルな指導が可能であるという、一法人内施設のメリットが、ケースによって柔軟に生かされることが望ましい。

また入所児・者の家族関係調整の困難さは、何れの施設でも同様である。B施設では、親が存在する児童の入所がその大部分となった今日、早期の家庭復帰にむけて、どのような形で親を取り囲んだ処遇を進めるかが課

題となっている。しかし精神的な問題を抱えた親の増加や、面会・外泊の折、子どもに本当の姿を見せようとしていない親など、直面する壁は大きくて高い。一方D・E施設では、家族との交流が疎遠にならないよう、日常的な関係の保持に努力が払われているが、家族・入所者双方に、交流を好まないケースも少なからず存在し、その家族関係調整に困難度を高めている。しかしいずれにしても、家族と一体となった処遇の確立は、処遇上配慮しなければならぬ必要条件であり、家族との関わりをプラスに転化していくような処遇が重要である。

④地域社会との関係のもち方

各施設とも、施設設備の開放やボランティアの受け入れ等を通じて、施設の社会化が実践されている。しかし「地域」と「各施設毎」との関係に終始している。例えばD施設では、処遇の一環として、区立プールや茶室をはじめとする地域資源の積極的活用がはかられているが、施設側からの利用に留まっている。そこでもう一歩進めた形で、住民と入所児・者との相互の自然な関わりを創出できるようなプログラムを考案することによって、地域住民の理解を深める方向が求められる。それによって、「地域と施設」が相互連携をとりあったコミュニティ・ケアの推進の途が開かれよう。

4. 〇法人内各施設間における相互関係の推進

次に、〇法人内における各施設間の相互関係の拡大にむけての課題について検討しておきたい。

①職員機能の交流

〇法人内には、職種・年齢・経験等において、実にバラエティに富んだ多くの職員が勤務している。そこで、この個々の職員が有する知識・技術・特技等を生かし合えるような、また、職員の自主的相互学習の可能な環境づくりが必要である。このことが、処遇向上にもつながっていくことになる。

②入所児・者の相互交流

〇法人内施設間関係図（図1）に表わされているように、個々の施設間では、入所児・者相互に往来している。これをB施設とE施設との関係で見ると、児童と老人と一緒に将棋を指したり、老人の体験談を伝え聞いたりなどの形で交流がはかられている。こうした世代をこえた交流は、自然な形で児童が老人を理解する一面になると共に、生活文化の伝承となる。また、児童及び老人双方にとって、人間関係拡大の契機となる。従って、積極的そして計画的に推進していくプログラム・イベント等における場面関係だけでなく、より日常的な相互交流の場の設定が求められるのである。

③資源（場）の活用

各施設には、施設基準に基づき、各種設備及び備品が備えられている。この物的環境の整備は、各施設の機能との関連ではかられていくわけであるが、処遇上差し支えない限りにおいて、各施設独自の物的設備を共有し合うことは不可能なことであろうか。殊にD施設の作業棟には、かなり高度な設備が備えられていることから、この有効活用は、B・C施設の職業実習に生かされよう。

④法人全体と地域との関係

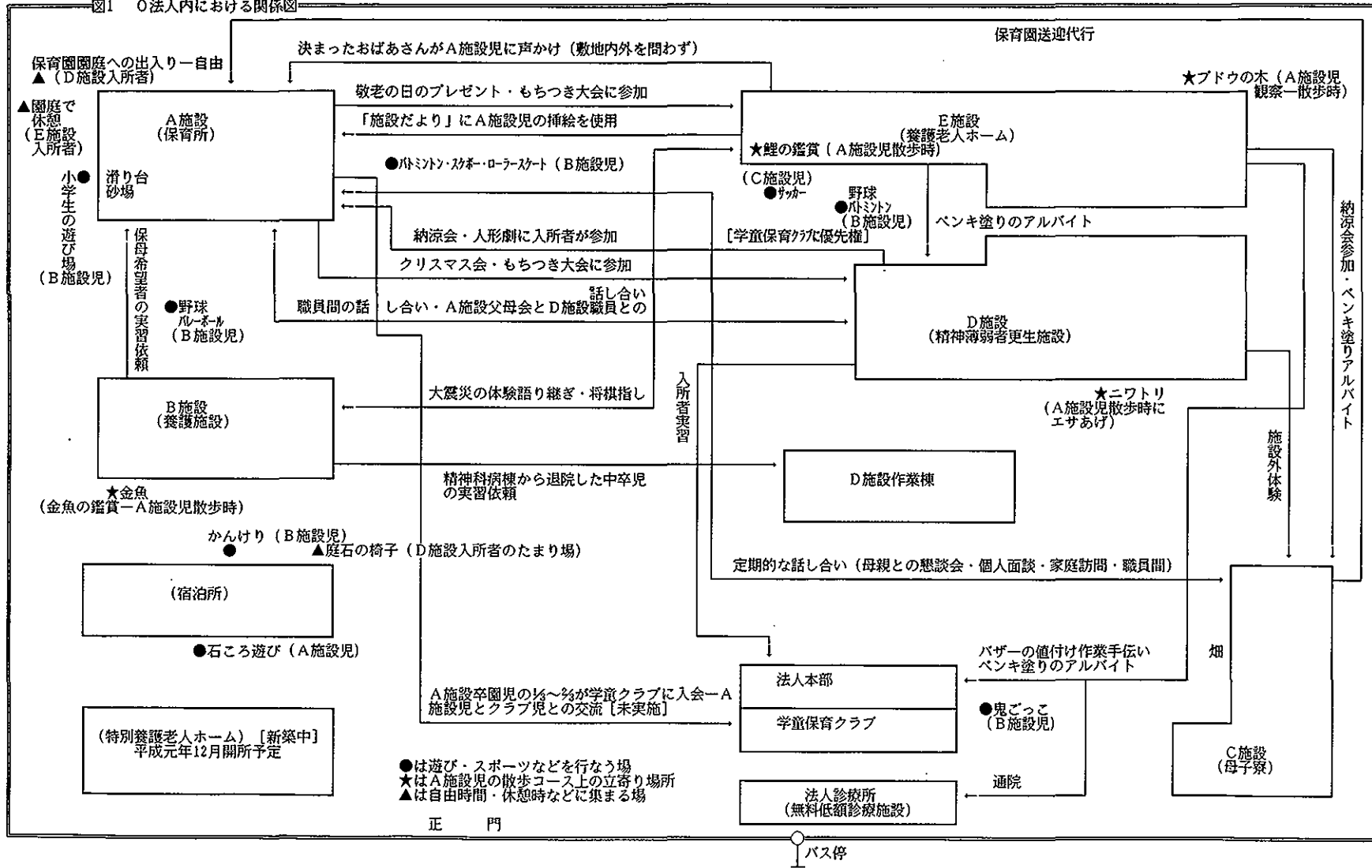
各施設間の連携を進める上での問題点として、③各施設の独立採算性と施設間協力が必ずしもそぐわないこと、⑤各施設独自の機能・雰囲気有すること、⑥職員の意識として、他施設との連携は負担になるとの考えが少なからず見られること、⑦他施設の業務と入所児・者を理解していないこと→そこから無用の誤解が生れる恐れがあること、などが研究会にて報告されている。従って今後は、このような意識を払拭した上で、処遇上の諸プログラムにどのように入所児・者の主体的参加を促していくかが課題となる。本研究会が一つの契機となり、この夏、法人全体としての「夏祭り」が開催された。これまでは各施設独自に、日時も別々になされていた。今回の合同プログラムは、異種施設間のチームワークの推進への契機となったのではないかと。

それは、法人として地域に働きかける拠地が作られたこと、今後、職員間、入所児・者間、職員及び入所児・者間の相互関係を結ぶきっかけがつけられたことである。そして回を重ねるによって、〇法人を一つの核として、在宅の障害児・者や老人、児童とその家族との日常的关系を深めていくことができよう。

III 今後に向けて

研究目的にて述べたように、本研究の目的の一つは、法的根拠の異なる各種福祉施設間の連携のもとに処遇を効果的に推進すること、処遇上の基本的視点とその具現化過程、すなわち処遇の枠組を新たに構築していくことにある。そのためには、施設職員の標準的な処遇内容と、施設間の独自性をふまえたプログラムとの関係、処遇プロセスを分析することが必要となる。つまり常に相互の関連に留意しつつ、入所児・者のニーズに基づいて、職員の関わり方、及び入所児・者の変化に基づく処遇の柔軟性（効果）、その評価という処遇のダイナミズムを、マトリックス的に解明していくことが肝要であると考えられる。これによって、処遇職員の専門性といわれる内容に、何らかのメスが入られるのではなからうか。

図1 〇法人内における関係図



●は遊び・スポーツなどを行なう場
 ★はA施設児の散歩コース上の立寄り場所
 ▲は自由時間・休憩時などに集まる場

正 門

バス停

それによって、処遇の基本的共通の枠組提示が可能となるのではなかろうか。

本研究の今一つの目的は、入所児・者と地域、施設（法人）と地域、入所児・者の家族（地域在住）と地域との関係を探る中から、小地域における既存の各種福祉施設と地域住民、行政、民間団体、ボランティア等々のネットワークのあり方を、実践レベルの側面から考察し、人生の出発点である児童を中心とし、老人に至るまでの一貫した地域ケアのモデルを形成することにある。

そのために、地域を舞台として、施設福祉サービスと

在宅福祉サービスを有機的に関連づけるためのネットワークに対し、一法人がどのような機能を果たしうるか、公私の責任分担と協働の中で、地域と施設がお互いに支え合う地域社会の形成に向けて、どのような準備が必要とされているのかについて明らかにしていきたい。その過程に各種福祉施設、行政・民間団体（主として社会福祉協議会）の機能分担を検討しつつ、来たるべき高齢社会における、児童をはじめとしてその他の諸ニーズに対応できる、地域社会におけるケア・システムへの提言ができればと模索中である。